

岩倉こひつじ保育園のしおり

(重要事項説明書)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 恵会
所 在 地	京都市左京区岩倉三宅町58番地2
電 話 番 号	075-791-1234
代表者氏名	理事長 川崎 真

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	岩倉こひつじ保育園
施 設 の 所 在 地	京都市左京区岩倉三宅町58番地2
連 絡 先	電話番号 075-791-1234 FAX 075-791-4660
管 理 者	園長 川崎 真
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 120人以下 満1歳以上満3歳未満の児童 21人以下 満1歳未満の児童 9人以下
開 設 年 月 日	昭和40年 4月 1日
事 業 所 番 号	未定 (国の通知待ち)

3 施設の目的・運営方針

(目的・運営方針)

岩倉こひつじ保育園は、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とした子供の為の私立保育園です。総ての幼い子供達は、その心と身体と才能を豊かに伸ばされる条件を約束されなければなりません。保育園は教育と養護が一体となって、豊かな人間性を持った子供を育成するところに基本的性格があります。保育園では、子供達が遊びの中、グループの中で協力しながら色々な事を学び、しっかりした生活の躰を身に付ける様に指導されます。保育園は、いつも家庭、地域の様々な社会資源と連携を取り、保育を必要とする子供を教育と養護の立場から守り、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う施設です。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体（基本財産分）	1761.83 m ²
	園庭	1201.83 m ²
園舎 1号館	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建
	延床面積	461.81 m ²
園舎 2号館	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板葺地下1階付2階建
	延床面積	598.81

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	2号館1F
ほふく室	1室	2号館1F
保育室	4室	さくら組(2歳児クラス), ばら組(3歳児クラス), すみれ組(4歳児クラス), ゆり組(5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	2号館地下1F
礼拝堂(食堂)	1室	1号館1F
調理室	2室	1号館1F 2号館1F
医務室	1室	2号館1F
一時預かりルーム	1室	1号館1F
子育て支援ルーム	1室	2号館2F

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
副園長	1	
主任保育士	1	
保育士 看護師	10名以上	
管理栄養士 栄養士 調理師	2名以上	
事務員	1	

※年度や状況により変更があります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月4日)、夏期(8月13日から16日)及び祝祭日は休園となります。

※災害発生時や特別警報発令時など緊急に休園になる場合があります。この場合、別途お知らせいたします。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から17時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで及び17時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。別途お知らせいたします。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育内容

保育園は、子供が生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。このため、保育園の保育は、子供が現在を最も良く生き、望ましい未来を造り出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければなりません。その為、日々の保育は次の様な点に留意して行います。

ア. 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で、子供の様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒を安定を図る。

イ. 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

ウ. 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育

てると共に、自主、自立及び協調の態度を養い道徳性の芽生えを培う。

エ. 生命、自然及び社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。

オ. 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。

カ. 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※月齢や発達過程により時間は変わります。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

一時預かり事業を行います。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別紙2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 当園と保護者との個別決定事項

別紙1に記載する当園と保護者との個別決定事項は別途お知らせいたします。

13 ご利用相談窓口

当園では、社会福祉法第82条の規定によりご利用相談窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	窓口担当者 各クラス担任	
第三者委員	川口法律事務所	電話番号 075-251-7266
		当園顧問弁護士

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 防災倉庫を完備しています。

別紙 1 当園と保護者との個別決定事項

※別途手紙をお渡しします。

1 利用する曜日（○で囲む）（※注）
月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間（※注）
____時____分から____時____分まで
▲——ただし、最終当園時間は原則午前9時までとします。

<備考>（例えば土曜日だけ平日と保育希望時間が異なる場合等に記入）

3 保育短時間における時間外保育利用
____時____分から____時____分まで
____時____分から____時____分まで

（※注）ここで設定した時間に基づき、月々の利用者負担額（月額保育料）が決まります。また時間外保育料等の取扱いにも影響が生じる場合がありますので御了承ください。

.....

1 緊急時の対応
園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

.....

1 その他の事項
食事の提供におけるアレルギー対応が必要な場合や与薬が必要な場合、離乳食調査など別紙に基づき対応します。

別紙2 利用者負担金

- 1 全員が対象となるもの
特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
幼児主食代		月額 2000円
絵本代		実費
布団リース代	希望者のみ	月額 1400円
新学期用品		実費
トレーナー代		2800円
Tシャツ代		1300円
体操パンツ		1050円
その他の費用	卒園写真代など	実費
遠足に係る交通費	公共交通機関(地下鉄, バス等) その他移動手段に要する経費	実費

- 2 該当者(利用者)のみ対象となるもの
時間外保育に係る利用者負担金

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料(1時間単価)
月額 2500円(※当面の間行わない。)
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料(1時間単価)
月額 2500円

【標準利用料(月額)】(※月利用は1時間単価設定とする。)

延長時間	保育短時間			保育標準時間	
	1時間まで	2時間まで	3時間まで	1時間まで	2時間まで
第1階層	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等)	0	0	0	0	0
第2階層(母子世帯等を除く)	1000	2000	3000	1000	2000
上記以外の世帯	2500	5000	7500	2500	5000

【標準利用料(日額)】(※単日利用は30分単価設定とする。)

延長時間	保育短時間					
	30分まで	1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
	500	1000	1500	2000	2500	3000

- ※ 単日利用の場合減免世帯の如何に関わらず同一金額とし利用日に徴収します。
- ※ 急な事情で単日利用をする場合下表の通りとします。但し上記月額料を超えないものとします。
- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

このしおりは平成27年4月1日現在の物です。今後、予告なく変更になる場合があります。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：岩倉こひつじ保育園

説明者職名：園長 川崎 真

-
私は、本書面に基づいて岩倉こひつじ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育所等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

岩倉こひつじ保育園

園長 川崎 真 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：